

経営開始資金の交付対象者の考え方について

(1) 新規採択者

青年等就農計画等及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- 明確な将来の農業経営の構想があり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有し、経営の発展性の高い者
- 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下である者
- 地域の担い手として期待されている者
- 将来にわたって営農継続が期待される者

(2) 継続者

就農状況報告及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有しており、サポートチーム、都道府県普及指導センター等関係機関及び指導農業士等関係者の助言・指導に従う者
- 営農に必要な技術や経営ノウハウを有し、適切な営農及び経営管理ができており、また、更なる経営発展に向けて積極的に取り組んでいる者
- 自身の経営状況・課題を把握し、改善に取り組んでいる者
- 年間 150 日かつ 1200 時間以上で年間を通じて農業生産に従事している者
- 概ね収支計画どおりの経営規模、生産量、売上高等を達成しており、青年等就農計画の目標達成が実現可能と見込まれる者（ただし、災害等計画作成時点で想定できなかった事態が発生した場合は除く）
- 労働環境の整備や農作業安全・食品衛生管理に取り組んでいる者
- 将来にわたって営農継続が期待される者
- 前年の世帯全員の所得が 600 万円以下である者